

控 訴 状

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

右当事者間の東京地裁平成八年（行ウ）第二六六号在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件において一九九九年一〇月二八日言い渡された判決（同日送達）は全部不服であるから控訴する。

訴訟物の価額 金二二、八〇〇、〇〇〇円
貼用印紙額 金 一六四、四〇〇円

第一審判決の表示

主 文

- 一 本件各訴えのうち、違法確認請求に係る訴えをいずれも却下する。
- 二 原告らのその余の請求を棄却する。
- 三 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 四 原告らのために、控訴期間に二週間を付加する。

控 訴 状

控 訴 の 趣 旨

- 一 原判決を取り消す。
 - 二 公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号。ただし平成一〇年法律第四七号による改正前のもの）は、控訴人らに衆議院議員及び参議院議員の選挙権の行使を認めていない点において違法であることを確認する。
 - 三 公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号。ただし平成一〇年法律第四七号による改正後のもの）は、控訴人らに衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙権の行使を認めていない点において違法であることを確認する。
 - 四 被控訴人は、各控訴人らに対し、金五万円及びこれに対する一九九六年一〇月二一日から各支払済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。
 - 五 訴訟費用は、第一、二審を通じ被控訴人の負担とする。
- との判決及び第四、五項につき仮執行の宣言を求めらる。

控 訴 の 理 由

原判決は、事実認定及び法律解釈において誤りがあり、取消しを免れない。詳細な控訴理由は準備書面において主張する。

付 属 書 類

一 訴訟委任状

〔追って補充する〕

一九九九年一月二四日

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 喜 田 村 洋 一

同 林 陽 子

同 古 田 啓 昌

同 梅 津 立

同 二 関 辰 郎

同 近 藤 健 太

東京高等裁判所 御中